

# 産業厚生常任委員会 資料

平成30年6月8日

上下水道部

# 目 次

- 1 兵庫教育大学訴訟の判決について…………… P 1～3

# 1 兵庫教育大学訴訟の判決について

## 1. 訴訟の概要

### (1) 本訴（大学の訴え）

- ① 原告（大学）は、被告（市）が原告に対して行った平成26年6月分以降の下水道料金の賦課処分（市は、それまでの旧算定方法とは異なる条例に基づく新算定方法で水道料金及び下水道使用料を大学に請求し、これに対して大学は、それまでどおりの旧算定方法で支払っているため、市は大学が支払った金額を下水道使用料に全額充当し、不足する水道料金「残額」を大学に請求した。）に対する取消しを求めた。
- ② 原告は、新たに上水道の給水を受けようとする者ではないと主張して、被告が条例で規定する加入分担金（②-1 各戸毎に水道契約を締結することを原因とする加入分担金、②-2 受水槽より給水した各戸毎の水道の使用水量を計量することができる公設の水道メーターを市が設置することを原因とする加入分担金）の支払債務がないことの確認を求めた。

### (2) 反訴（市の訴え）

- ① 被告は、原告に水道料金「残額」及び遅延損害金年5%の支払いを求めた。

## 2. 平成30年6月1日神戸地方裁判所の判決言渡し内容

### (1) 判決の主文

- 1 原告の被告に対する別紙加入分担金目録記載の加入分担金支払債務が存在しないことの確認を求める訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 原告は、被告に対し、別紙「下水道料金納入通知処分等一覧表」の「上水道」欄の「残額」欄記載の金員及びこれに対する各「上水道料金の弁済期」欄記載の日の翌日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、本訴、反訴を通じ、原告の負担とする。
- 5 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

加入分担金目録

- 1 下記(1)ないし(9)の住宅の各戸に関し、原告と被告との間で各戸毎に水道契約を締結することを原因とする、原告の被告に対する加東市給水条例34条3項所定の加入分担金の支払債務。
- 2 下記(1)ないし(9)の住宅の各戸に関し、各戸毎の水道の使用水量を計量することができる公設の量水器(水道メーター)を被告が設置することを原因とする、原告の被告に対する加東市給水条例34条2項所定の加入分担金の支払債務。

記

- (1) 住居表示 加東市山国2006-13  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎1号棟
- (2) 住居表示 加東市山国2006-13  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎2号棟
- (3) 住居表示 加東市山国2006-13  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎3号棟
- (4) 住居表示 加東市山国2006-13  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎4号棟
- (5) 住居表示 加東市山国2006-13  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎5号棟
- (6) 住居表示 加東市山国2006-48  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎6号棟
- (7) 住居表示 加東市山国2006-48  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎7号棟
- (8) 住居表示 加東市山国2006-48  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎8号棟
- (9) 住居表示 加東市山国2006-48  
名 称 兵庫教育大学職員宿舎9号棟

以 上

(別紙)

## 下水道料金納入通知処分等一覧表

使用期間	上下水道の区分	下水道料金納入通知処分の日付け	使用棟	下水道料金	原告支払額 充当額	残額
		下水道料金の弁済期	〃	下水道料金	-	残額
平成26年3月31日 ～同年5月30日	下水道	平成26年6月9日	1～5号棟	¥ 402,162	¥ 402,162	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,219,297	¥ 1,219,297	¥ -
	上水道	平成26年6月25日	1～5号棟	¥ 356,067	¥ 88,818	¥ 267,249
			6～9号棟	¥ 953,542	¥ 613,314	¥ 340,228
			小計	¥ 1,309,609	¥ 702,132	¥ 607,477
平成26年6月1日 ～同年7月31日	下水道	平成26年8月8日	1～5号棟	¥ 438,160	¥ 438,160	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,223,199	¥ 1,223,199	¥ -
	上水道	平成26年8月25日	1～5号棟	¥ 384,160	¥ 66,335	¥ 317,825
			6～9号棟	¥ 1,899,668	¥ 1,575,107	¥ 324,561
			小計	¥ 2,283,828	¥ 1,641,442	¥ 642,386
平成26年8月1日 ～同年9月30日	下水道	平成26年10月8日	1～5号棟	¥ 399,993	¥ 399,993	¥ -
			6～9号棟	¥ 727,025	¥ 727,025	¥ -
	上水道	平成26年10月27日	1～5号棟	¥ 356,253	¥ 103,519	¥ 252,734
			6～9号棟	¥ 693,195	¥ 438,618	¥ 254,577
			小計	¥ 1,049,448	¥ 542,137	¥ 507,311
平成26年10月1日 ～同年11月28日	下水道	平成26年12月10日	1～5号棟	¥ 392,761	¥ 392,761	¥ -
			6～9号棟	¥ 959,644	¥ 959,644	¥ -
	上水道	平成26年12月25日	1～5号棟	¥ 350,965	¥ 105,513	¥ 245,452
			6～9号棟	¥ 765,460	¥ 487,141	¥ 278,319
			小計	¥ 1,116,425	¥ 592,654	¥ 523,771
平成26年11月29日 ～平成27年1月30日	下水道	平成27年2月9日	1～5号棟	¥ 384,726	¥ 384,726	¥ -
			6～9号棟	¥ 968,483	¥ 968,483	¥ -
	上水道	平成27年2月25日	1～5号棟	¥ 345,090	¥ 74,053	¥ 271,037
			6～9号棟	¥ 771,923	¥ 484,872	¥ 287,051
			小計	¥ 1,117,013	¥ 558,925	¥ 558,088
平成27年1月31日 ～同年3月31日	下水道	平成27年4月10日	1～5号棟	¥ 355,397	¥ 355,397	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,000,624	¥ 1,000,624	¥ -
	上水道	平成27年4月27日	1～5号棟	¥ 323,645	¥ 89,162	¥ 234,483
			6～9号棟	¥ 795,424	¥ 510,021	¥ 285,403
			小計	¥ 1,119,069	¥ 599,183	¥ 519,886
平成27年4月1日 ～同年5月29日	下水道	平成27年6月10日	1～5号棟	¥ 350,174	¥ 350,174	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,282,258	¥ 1,282,258	¥ -
	上水道	平成27年6月25日	1～5号棟	¥ 319,826	¥ 115,196	¥ 204,630
			6～9号棟	¥ 1,001,350	¥ 688,759	¥ 312,591
			小計	¥ 1,321,176	¥ 803,955	¥ 517,221
平成27年5月30日 ～同年7月31日	下水道	平成27年8月11日	1～5号棟	¥ 391,154	¥ 391,154	¥ -
			6～9号棟	¥ 1,564,695	¥ 1,564,695	¥ -
	上水道	平成27年8月25日	1～5号棟	¥ 349,790	¥ 73,118	¥ 276,672
			6～9号棟	¥ 3,480,096	¥ 3,199,178	¥ 280,918
			小計	¥ 3,829,886	¥ 3,272,296	¥ 557,590
平成27年8月1日 ～同年9月30日	下水道	平成27年10月9日	1～5号棟	¥ 337,720	¥ 337,720	¥ -
			6～9号棟	¥ 789,298	¥ 789,298	¥ -
	上水道	平成27年10月26日	1～5号棟	¥ 310,720	¥ 89,254	¥ 221,466
			6～9号棟	¥ 713,759	¥ 460,650	¥ 253,109
			小計	¥ 1,024,479	¥ 549,904	¥ 474,575
平成27年10月1日 ～同年11月30日	下水道	平成27年12月9日	1～5号棟	¥ 371,066	¥ 371,066	¥ -
			6～9号棟	¥ 918,665	¥ 918,665	¥ -
	上水道	平成27年12月25日	1～5号棟			¥ -
			6～9号棟			¥ -
			小計	¥ -	¥ -	¥ -

※「使用者番号」欄の「1～5号棟」は、「1-004555-003」に、同「6～9号棟」は「1-004662-003」に各対応する。

※「下水道料金」欄の金額は、被告が、各使用期間・各使用者に対応する下水道料金として主張する額。

※「原告支払額充当額」欄の金額は、原告が各使用期間・各使用者に対応する上下水道料金として主張する額。

※「残額」欄の金額は、原告支払額を下水道料金に充当した残金。